

科目ナンバリング		U-LAS70 10001 SJ50					
授業科目名 <英訳>	ILASセミナー：刑事手続の基礎 ILAS Seminar :Introduction to Criminal Procedures			担当者所属 職名・氏名	法学研究科 教授 遠藤 邦彦		
群	少人数群	単位数	2単位	週コマ数	1コマ	授業形態	ゼミナール(対面授業科目)
開講年度・ 開講期	2026・前期	受講定員 (1回生定員)	15 (15) 人	配当学年	1 回生	対象学生	全学向
曜時限	金5	教室	共北36			使用言語	日本語
キーワード	犯罪捜査 / 刑事裁判 / 裁判員制度 / 犯罪被害者 / 少年事件						
[授業の概要・目的]							
平成21年5月から裁判員制度が施行され、一定の重大事件では一般国民が裁判員として参加する形で刑事裁判が行われている。また、最近の法改正によって、裁判員の有資格者が18歳以上の有権者となり、大学1,2年生も裁判員に選任される可能性が生じている。裁判員になるためには特別な知識、経験は不要であるとしても、刑事裁判に関する基礎的な知識があると、裁判員として事件に関与する負担感が減少するとともに、裁判官や検察官、弁護士等の言動に関する理解も容易になる。そもそも良き社会人としては、いわば常識として、ある程度このような知識を備えている必要があるともいえる。 そこで、この授業では、わが国において現に発生している犯罪の実情を踏まえながら、それらの犯罪を捜査して犯人を起訴し、刑罰を科して処遇するまでの一連の手続の概略を実務の状況を紹介しながら講義する。							
[到達目標]							
犯罪者の処遇のあり方や犯罪被害者の存在等についても関心を向けつつ、裁判員制度や検察審査会制度を含む刑事手続の全体像に関する基礎的知識を得るとともに、刑事司法制度やそれに関連する法律の基礎になっている基本的価値を理解することを目標とする。							
[授業計画と内容]							
以下のテーマについて、教員から1テーマにつき1～2回の講義をするとともに、受講生から提出された話題事項、関心事項についても随時取り上げ、意見交換することを予定している。 授業回数はフィードバックを含め全15回とする。 1. 序章(刑事裁判のイメージ) 2. 刑事裁判制度 3. 犯罪捜査 4. 起訴・不起訴の処分 5. 刑事裁判における基本原則 6. 刑事訴訟における審理・判決の対象 7. 公判前整理手続、公判手続 8. 証拠法 9. 事実認定と量刑 10. 裁判員制度 11. 犯罪被害者 12. 少年事件の動向と処遇							
----- ILASセミナー：刑事手続の基礎(2)へ続く↓↓↓ -----							

ILASセミナー：刑事手続の基礎(2)

[履修要件]

特になし

[成績評価の方法・観点]

【評価方法】

レポート3回（各30点）と平常点10点(授業中での積極的な姿勢など)で評価する。
レポートは、事実認定に関するもの、量刑判断に関するもの、授業のまとめの3回を予定しており、問題点の把握・分析力、論理性、表現力などの観点から評価する。
なお、提出したレポートは返却しない。

[教科書]

使用しない

教科書ということではないが、法律科目であるから「六法」は必携である。ただし、種類が多いので、第1回の授業の中で選択に関するアドバイスをする。

[参考書等]

（参考書）

三井誠＝酒巻匡『入門刑事手続法〔第9版〕』（有斐閣，2023）

上記以外の参考書等は授業中に紹介する。

[授業外学修（予習・復習）等]

授業前に予習し、復習すること。そのほか授業中その都度指示する。

[その他（オフィスアワー等）]

授業中、分からないことがあれば、積極的に質問することを期待する。

[主要授業科目（学部・学科名）]